

日本馬術連盟認定騎乗者資格規程

(目 的)

第1条 本連盟の主催競技会および公認競技会における安全管理と事故防止対策を目的として、参加選手が一定基準以上の技能を有することを確認するための制度として実施する。

(区 分)

第2条 騎乗者資格は、下記の区分とする。

A級
A級 エンデュランス限定
B級
B級 馬場馬術限定
B級 エンデュランス限定
エンデュランスC級
C級

(競技会等参加条件)

第3条 各資格における競技会等参加条件は、下記の通りとする。なお、大会実施要項で条件が追加される場合は、実施要項に従うものとする。

A級	FEI 公認国際競技会へのエントリー
A級 エンデュランス限定	エンデュランス競技に限定した FEI 公認国際競技会へのエントリー
B級	主催競技会・公認競技会出場資格
B級 馬場馬術限定	馬場馬術競技に限定した主催競技会・公認競技会出場資格
B級 エンデュランス限定	エンデュランス競技に限定した主催競技会・公認競技会出場資格
エンデュランスC級	C級資格者がB級（エンデュランス限定）を受験するための基礎資格
C級	B級およびB級馬場限定騎乗者資格の受験資格 エンデュランスC級騎乗者資格の受験資格

(騎乗者資格審査会)

第4条 本規程に則り申請され承認された審査会により実施するものをいう。ただし、競技と重複して実施することはできないものとする。

(審査会主催者)

第5条 騎乗者資格審査会の主催者は、本連盟の正会員である都道府県馬術連盟と普通会员の団体1種および2種の会員とする。

(開催申請)

第6条 主催者は、騎乗者資格審査会開催申請書に必要事項を記載の上、実施要項、申請料を添えて開催の20日前までに当連盟事務局宛に提出する。なお、必要書類の提出と申請料の納入をもって申請を受理したものとする。

(開催の承認)

第7条 受理した申請は、内容確認の上、資格委員会より承認通知と筆記試験問題を発行する。

2 承認した審査会について、申請内容に不備が発見された場合は、承認を取り消すことがある。

(開催申請料)

第8条 騎乗者資格審査会の申請料は、下記の通りとする。

A級	—
B級	10,000 円
エンデュランスC級	10,000 円
C級	10,000 円

(審査内容)

第9条 審査内容は下記の通りとし、審査基準は別に定める。

なお、B級の障害飛越技能審査、C級の馬場馬術技能審査の詳細および各級の筆記試験問題は別に定める。

A級	書類審査 全日本の各馬術大会出場者 全日本ジュニアの各馬術大会におけるヤングライダー およびジュニアライダー選手権の各競技出場者 ※特例として、海外における活動実績
A級 エンデュランス限定	書類審査
B級	障害 コース走行の審査（コース図面指定） 馬場 JEF 馬場馬術競技第2課目 筆記試験
B級 馬場馬術限定	馬場 JEF 馬場馬術競技第2課目 筆記試験
B級 エンデュランス限定	実技講習もしくは公認競技会における完走証明書添付 講習会受講 筆記試験
エンデュランスC級	講習会受講 実技講習 筆記試験
C級	指定の運動課目 筆記試験

※…日本に居住していない等の理由で全日本の出場実績を得られない者。B級、C級についても同様。

(審査会の実施要項)

第10条 審査会の実施要項は主催者が作成し、受験者を募集する。なお、受験料等参加申し込みに係る費用については、主催者が決定し実施要項に明記する。

(検定員)

第11条 検定員は、指導者資格と実技試験実施種目に応じた審判員資格を併せて所持している者3名で編成することを基本とし、その資格要件は以下のとおりとする。

なお、指導者資格と審判員資格を併せて所持していない者を検定員とする場合は、不足する資格の所持者を充足することにより編成できるものとする。

	指導者資格	審判員資格
主任検定員 (1名)	(公財)日本体育協会公認馬術指導者	実技試験実施種目に応じた S級または1級審判員
検 定 員 (2名)	(公財)日本体育協会公認馬術指導者 または準コーチ	実技試験実施種目に応じた S級または1級審判員

(検定員の指名)

第12条 検定員は、有資格者の中より主催者が指名し、委嘱する。

(検定員の任務)

第13条 検定員は、受験者の資格を確認し、筆記試験問題および実技検定会場の点検を行う。審査終了後は、即日合否判定を行い主催者に通知する。

(検定員の経費)

第14条 主催者は、審査を担当する検定員に対し、下記の経費を支払うものとする。

検定員謝金	10,000 円
交通費・宿泊費	実 費

(受験料)

第15条 主催者が徴収できる受験料は、1 回の受験につき 8,000 円を上限とする。ただし、借馬料、施設利用等に係る経費等がある場合は、実施要項に明記しなければならない。

(審査の受験資格)

第16条 騎乗者資格審査会の受験者は、日本馬術連盟の会員とし、受験当日の審査会場において検定員が会員番号の確認ができればならない。

(審査会の結果報告および資格の登録申請)

第17条 合格となった受験者は、主催者を通じて即日資格の登録申請を行うものとする。主催者は、合格者の登録申請書と登録料を取りまとめ合格者名簿を添えて審査会開催後 2 週間以内に当連盟事務局に報告書を提出する。

- 2 申請にかかる事務手数料は、1 名 2,000 円とし、合格者が主催者に支払うものとする。
- 3 審査会の開催について、規程を逸脱する行為があったことが判明した場合は、開催の承認を取り消し、検定試験結果を無効とする。

(資格の期限)

第18条 一度登録された騎乗者資格は、当連盟の個人普通会員を継続している間の永久資格とする。

(移行措置)

第19条 他団体の資格を有している者については、下記の条件により騎乗者資格審査会を受験せず、登録することができる。なお、申請者は、当連盟の個人普通会員であること。

B級	(社)全国乗馬倶楽部振興協会の技能認定 2 級取得者 日本社会人団体馬術連盟が認定する A 級取得者 全日本学生馬術連盟が認定する騎乗者資格 SA 級取得者 全日本高等学校馬術連盟が認定する HB 級資格取得者 日本乗馬少年団連盟が認定する中級資格取得者
B級 馬場馬術限定	(社)全国乗馬倶楽部振興協会の技能認定馬場 2 級取得者 全日本学生馬術連盟が認定する騎乗者資格 SA 級馬場限定取得者
B級 エンデュランス限定	(社)全国乗馬倶楽部振興協会の技能認定エンデュランス 2 級取得者
C級	全日本高等学校馬術連盟が認定する HC 級資格取得者 (現役の高校生は対象外) 日本乗馬少年団連盟が認定する初級資格者 (現役の少年団員は対象外)

(移行手続き)

第20条 申請者は、移行可能な現有資格の認定団体より資格証明書を受け取り、登録申請書に添付し登録料を添えて申請する。

(登録)

第21条 受理された申請は、当連盟のデータベースに登録し、ホームページおよび馬術情報に掲載する。

(認定登録料)

第22条 騎乗者資格の登録料は、検定合格者、移行申請者ともに下記の通りとする。

A級	25,000 円
B級	6,000 円
エンデュランスC級	3,000 円
C級	3,000 円

(認定書等の交付)

第23条 審査会を受験して登録が完了した者には、審査会の主催者を通じて認定書および騎乗者資格バッジを交付する。なお、直接申請となる移行およびA級の申請者には、認定書および騎乗者資格バッジを申請者宛に送付する。

(資格の消失)

第24条 騎乗者資格を有している者が、当連盟の会員を脱退した場合は資格を消失する。

(資格の再登録)

第25条 資格を消失した者が、騎乗者資格を復活したい場合は、個人普通会員として登録した後、別に定める申請書に認定書の写しを添付し、再登録料を添えて申請することができる。

2 再登録においては、消失前と同等、あるいは下位の級を選択し申請することができる。

(再登録料)

第26条 騎乗者資格の再登録料は、下記の通りとする。

A級	25,000 円
B級	6,000 円
エンデュランスC級	3,000 円
C級	3,000 円

(再発行)

第27条 認定書或いはバッジの再発行を希望する者は、下記の手数料を添えて申請すること。

認定書再発行料 2,000 円 (送料込)

バッジ再発行料 1,000 円 (送料込)

(外国籍競技者)

第28条 外国籍の競技者については、国籍を有する国の NF よりゲストライセンスの提出をもって騎乗者資格 B 級相当と認める。ただし、主催者の作成する実施要項により出場を制限される場合がある。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行し適用する。
- 2 平成 16 年度までに認定した騎乗者資格 C 級および D 級については、当連盟の会員、非会員にかかわらず本規程第 14 条を適用せず永久資格とする。
- 3 第 11 条に関し、平成 20 年度までの経過措置として、検定員の審判員資格については、地方審判員資格以上を日体協指導者資格と併せ持つ者とし、審判員資格を併せ持つ者は 2 名以上とする。
- 4 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し適用する。
第 19 条、第 25 条
- 5 この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行し適用する。
第 2 条、第 3 条、第 8 条、第 9 条、第 22 条、第 26 条
- 6 この規程は、平成 20 年 7 月 16 日から施行し適用する。
第 2 条、第 3 条、第 9 条、審査基準
- 7 この規程は、平成 21 年 3 月 4 日から施行する。
第 5 条、第 7 条、第 17 条、第 19 条、審査基準
- 8 この規程は、平成 21 年 10 月 14 日から施行する。
審査基準
- 9 この規程は、平成 21 年 12 月 17 日から施行する。
第 11 条
- 10 この規程は、平成 24 年 4 月 25 日から施行し平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
第 11 条

騎乗者資格関係料金表

審査会受験料		8,000 円（上限）
登録料	A 級	25,000 円
	B 級	6,000 円
	インデックス C 級	3,000 円
	C 級	3,000 円
	A 級	25,000 円
	B 級	6,000 円
	インデックス C 級	3,000 円
	C 級	3,000 円
	認定書	2,000 円（送料込）
	バッジ	1,000 円（送料込）
事務手数料		2,000 円
検定員謝金		10,000 円
審査会開催申請料		10,000 円

実施要項の必須項目

1. 主催者名
2. 事務責任者
3. 日 程
4. 検定の種類
5. 実施場所
6. 検定員
7. 受験料
8. その他費用が必要な場合の費目と金額
9. 申し込み先
10. 締め切り
11. その他主催者からの連絡事項等

騎乗者資格検定の審査基準

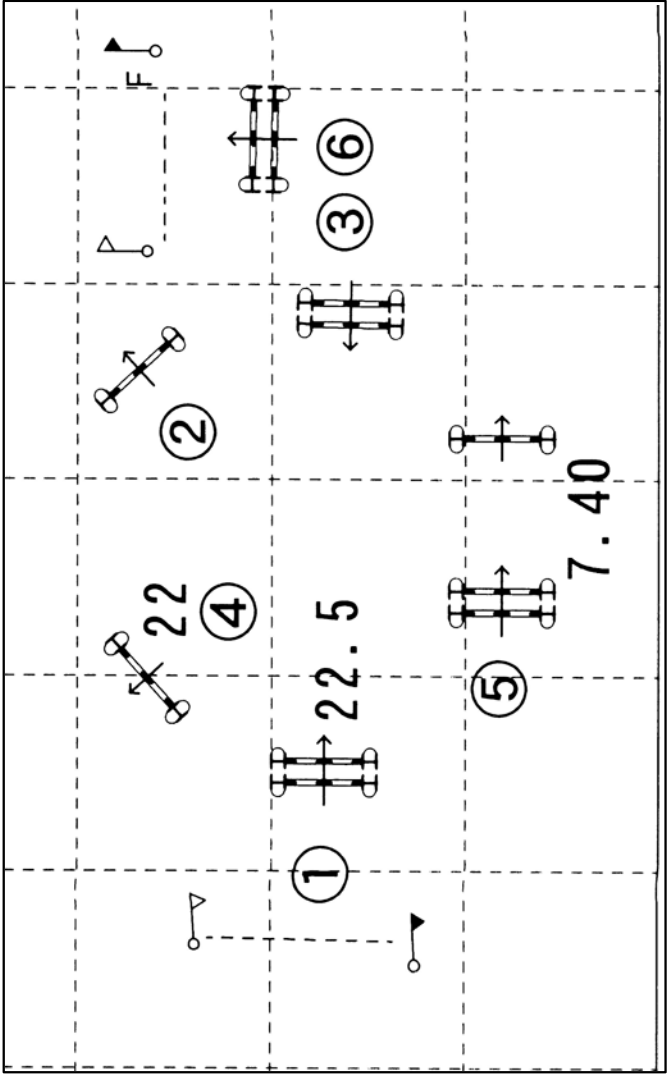
A 級		過去 3 年以内に下記の何れかに該当する実績を有すること ・全日本の各馬術大会 【障害】パートⅠ・パートⅡ出場者 【馬場】FEI 馬場馬術課目・JEF 馬場馬術競技第 4 課目出場者 【総合】トレーニングクラス完走者 【共通】ヤングライダー選手権・ジュニアライダー選手権出場者 ・海外における活動実績 上記全日本の各競技に相当する競技実績等
	エンデュランス限定	下記の基準を満たすこと ・過去 2 年以内に、主催・公認競技会(国内外を問わず)における 80km 以上の完走実績を 3 回以上有する者
B 級		実施の手順 筆記試験、馬場馬術実技検定、障害飛越検定の順序で実施 下記の基準を満たすこと ・障害飛越 安全性の観点から採点し、誘導・随伴の 2 項目ともに 6 点以上 コース図は別紙－1 参照 ・馬場馬術 JEF 馬場馬術競技第 2 課目 2009 45%以上 ・筆記試験 指定問題から出題 80 点以上
	馬場馬術限定	下記の基準を満たすこと ・馬場馬術 JEF 馬場馬術競技第 2 課目 2009 45%以上 ・筆記試験 指定問題から出題 80 点以上
	エンデュランス限定	下記の基準を満たすこと ・実技講習もしくは公認競技会における 40km の完走証明書を提出 ・講習会受講 ・筆記試験 80 点以上
エンデュランス C 級		下記の基準を満たすこと ・実技研修 ・講習会受講 ・筆記試験 指定問題から出題 80 点以上
C 級		下記の基準を満たすこと ・馬場馬術(経路読み可) 別紙－2 参照 50%以上 ・筆記試験 指定問題から出題 80 点以上

※その他基準

- ・筆記試験において、合格点に達しなかった受験者は実技検定を受けることができない。
- ・馬場馬術検定において、不合格となった受験者は、障害飛越検定を受けることができない。
- ・技能検定において、落馬した場合はその時点で失権とし不合格とする。
- ・障害飛越検定において、4 回目の反抗となった時点で失権とし不合格とする。ただし、馬場馬術限定として申請することができる。なお、再度検定を受験するには 15 日以上の間をおくこと。
- ・C 級合格者が B 級試験を受験する場合、合格後の経過日数は問わないが、C 級の登録を完了していること。
- ・エンデュランス C 級試験を受験する場合は、検定員から C 級試験の合格が通知された段階で受験可とする。
- ・馬場馬術限定の者が限定を解除する場合は、筆記試験の馬場馬術分野と馬場馬術実技を免除する。

騎乗者資格B級技能検定 障害飛越コース

速度:	規定せず
全長:	規定せず



No.	障害の種類	高さ	幅
1	オクサー	70 × 85	90
2	垂直	85	
3	オクサー	85 × 90	95
4	垂直	90	
5 A	オクサー	70 × 80	95
B	垂直	90	
6	オクサー	85 × 90	100

※ 4回目の不従順で失権
1回目の落馬もしくは馬の転倒で失権

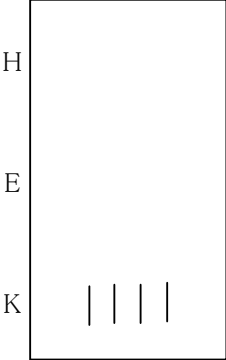
きじょうしゃしかく きゅうぎのうしんさ さいてんようし
騎乗者資格C級 技能審査 採点用紙

20m×40m

じゅけんしゃしめい
受験者氏名：

じゅん 順	じょ 序	うん 運	どう 動	か 課	もく 目	まんてん 満点	さい 探	てん 点
1	A	じんじょうはやあし	にゆうじょう		尋常速歩で入場	10		
	C	ひだりてまえていせき	はい		左手前蹄跡に入る			
2	E	ひだり	ちよつけい	ま	左へ直径10mの巻き乗り	10		
		つづ	ていせきこうしん		続いて蹄跡行進			
3	FXH	なな	てまえへんかん	ほはば	の	斜め手前変換 歩幅を伸ばした速歩(軽速歩)	10	
	H	じんじょうはやあし			尋常速歩			
4	B	みぎ	ちよつけい	ま	右へ直径10mの巻き乗り	10		
		つづ	ていせきこうしん	けいはやあし	続いて蹄跡行進(軽速歩)			
5	F	みぎ	かいてん	おうぼくつうか	けいはやあし	10		
	K	みぎてまえていせき	はい	じんじょうはやあし	右手前蹄跡に入る 尋常速歩			
6	C	みぎてまえじんじょうかけあし			右手前尋常駈歩	10		
		つづ	みぎ	ちよつけい	わ	の		
		つづ	ていせきこうしん		続いて右へ直径20mの輪乗り			
		つづ	ていせきこうしん		続いて蹄跡行進			
7	KXM	なな	てまえへんかん	じんじょうはやあし	斜め手前変換 Xにて尋常速歩	10		
8	C	ひだりてまえじんじょうかけあし			左手前尋常駈歩	10		
		つづ	ひだり	ちよつけい	わ	の		
		つづ	ていせきこうしん		続いて左へ直径20mの輪乗り			
		つづ	ていせきこうしん		続いて蹄跡行進			
9	FXH	なな	てまえへんかん	じんじょうはやあし	斜め手前変換 Xにて尋常速歩	10		
10	MXK	なな	てまえへんかん	ほはば	の	斜め手前変換 歩幅を伸ばした速歩(軽速歩)	10	
	K	じんじょうはやあし			尋常速歩			
11	A	ちゅうおうせん	はい		中央線に入る	10		
12	X	ていし	ふどう	けいれい	停止 不動 敬礼	10		
たづな								
手綱を伸ばした常歩で退場								
※安全性の観点からバランス、誘導、扶助、推進について総合的に採点する。						ごうけい 合計	120	

※馬場の配置 C



けんていいんしめい
検定員署名